

公益財団法人奄美広域中小企業勤労者福祉サービスセンター
会費規程

(入会金)

第1条 入会金は、会員1人につき300円とする。

2 既納の入会金は、返還しない。

(会費)

第2条 会費は、会員1人につき月額1,000円とする。

2 既納の会費は返還しない。ただし、前納した部分の会費はこの限りではない。

(会費の使途)

第3条 前条の会費等は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用し、他は管理費及び収益事業等に使用する。

(会費等の納入方法)

第4条 会費の納入方法は、4半期ごとに3カ月分ずつ、各4半期開始月の末日までに会費を納入するのとし、次に掲げる区分に基づき会員の指定した金融機関の口座から自動振替により納入するものとする。ただし、振替日が金融機関の休業日にあたるときは翌営業日とする。

納期	納入月	振替日
第1期	4月・5月・6月分	3月26日
第2期	7月・8月・9月分	6月26日
第3期	10月・11月・12月分	9月26日
第4期	1月・2月・3月分	12月26日

2 前項に規程する納入額は、振替月の1日現在の会員数により算定するものとする。

3 新規入会等、前項の規程による会費の納入が困難な場合は、現金で納入することができる。

附 則

1 この規程は、令和6年5月29日から施行する。(令和6年5月29日理事会議決)